

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年9月28日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第3第3項中

「

39.0～	1	53
-------	---	----

」を

「

39.0～39.9	1	53
39.9～40.6	1	54
40.6～41.3	1	55
41.3～42.0	1	56
42.0～42.9	1	57
42.9～43.6	1	58
43.6～44.3	1	59
44.3～45.0	1	60
45.0～45.9	1	61
45.9～46.6	1	62
46.6～47.3	1	63
47.3～48.0	1	64
48.0～48.9	1	65
48.9～49.6	1	66
49.6～	1	67

」に

改める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)